

防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託候補者
選定委員会設置要綱

令和8年3月17日制定

(目的)

第1条 防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務について、プロポーザル方式により委託候補者を選定するため、防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募型プロポーザル実施要領及び審査要領（評価の基準及び方法）に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査に関すること。
- (3) 委託候補者の選定に関すること。
- (4) その他委託候補者の選定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員会の委員は、別表に掲げる団体等の代表者をもって構成し、市長が依頼する。

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から委託候補者が選定されるまでとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出

席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、産業振興部農林水産振興課に置き、委員会の庶務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月17日から施行し、防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務の契約が締結された日の翌日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

団体等の名称
山口県農業協同組合防府とくち統括本部
山口県漁業協同組合吉佐統括支店
防府商工会議所
防府市産業振興部
防府市土木都市建設部建築課